

## 重機脇を通り抜けようとして、重機に挟まれ死亡 — 安全ルールの再確認！ 接触防止対策の徹底！ —

- ☆ 平成20年9月20日（土）午前8時45分ころ、仙台市青葉区のビル解体工事現場内で重機に接触し死亡するという事故が発生しました。
  - ☆ 元請けは県外業者東北支店、一次下請けは仙台市青葉区に本社を置く地場店社で、被災者は一次下請け所属の労働者（男性、45歳、現場責任者）です。
  - ☆ 新築マンションを建設するため、既存マンションの解体を行なっている際に発生しました。解体作業がほぼ終盤に近づき地下部分を施工している時点でした。
  - ☆ 被災者はアスファルト資材を取りに行こうとして、ドラグショベル（0.75 m<sup>3</sup>）の後部から同機の右脇を通り抜けようとしたとき、土止め矢板をおろそうと同機が左に旋回したため、機械後部と仮置きしてあった鋼材との間に挟まれたものです。
  - ☆ 被災者が通り抜けようとした箇所は、重機のクローラ端と仮置き鋼材との間隔が60cmでした。現場内は狭隘な作業環境下にあった模様です。
  - ☆ 詳しい原因等は所轄労働基準監督署で調査中ですが、重機周りの危険区域への立入禁止措置や誘導員の配置等、重機と人との接触防止のための具体的対策はとられていなかった疑いもあります。
  - ☆ 同種災害防止のため、労働安全衛生規則第155条（作業計画）、第158条（接触の防止）等について再確認するとともに、基本ルールの遵守について再確認が必要です。
  - ★ これで平成20年における宮城県内建設業の死亡災害は9名（うち3名は地震による）となりました。
- ◎ 下図は、イメージであり、事実と相違する部分があります。

事故発生箇所付近(イメージ)

